

令和元年 7 月 30 日

漁業特定技能協議会・漁業分科会

特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ

漁業分野については、複数の漁業・養殖業種類から構成され、経営規模も多様であるところ、一般的な新たな外国人材の受入れ制度においては、漁業又は養殖業の業務区分内であれば、漁業種類や規模に関わらず幅広く利用できるようになっており、経営体間・漁業種類間の転職が可能となっている。

他方、新たな外国人材の受入れ制度を施行することにより、大都市圏等の特定の地域や漁業種類に外国人材の過度の集中が生じることが懸念される。特に、漁船漁業職種において、受入れ機関の間で無秩序な外国人材の引き抜きが行われれば、業界内の雇用秩序を乱し、外国人材の特定の地域や漁業種類への集中を助長するとともに、技能実習 2 号から特定技能への移行を念頭に外国人材の育成を行う経営体の経営にも悪影響を及ぼす可能性がある。

こうした点を踏まえ、大都市圏等の特定の地域や漁業種類に外国人材が過度に集中することを予防し、外国人材の漁村地域への定着を促進する観点から、外国人材本人の意向や技能実習 2 号受入れ経営体による継続雇用の意向を尊重し、他地域及び他の漁業種類で雇用されている外国人材を積極的に引き抜き雇用することを自粛することを申し合わせる。